

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第36号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年6月30日 01時53分ごろ
発生場所	福島県 ^{しんち} 新地町 ^{つるしま} 釣師浜 新地町所在の相馬港北防波堤灯台から真方位306°2海里付近 (概位 北緯37°52.7′ 東経140°55.9′)
事故等調査の経過	平成25年7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第17 ^{かいえい} 海栄丸、8.3トン
船舶番号、船舶所有者等	242-21027静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底外板に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、潜水作業支援のため、平成25年6月28日04時30分ごろ、岩手県釜石市釜石港に向け、静岡県静岡市清水港を出港し、途中の寄港予定地である相馬港に向けて航行中、単独で船橋当直中の船長が、相馬港付近に近づいたので、間もなく休憩がとれると思って安心し、いつしか居眠りに陥り、6月30日01時53分ごろ釣師浜の砂浜に乗り揚げた。 船長及び乗組員は、自力で砂浜に上がり、船主に本事故を電話連絡し、船主から、118番及び119番通報により、救助が要請され、船長等が救助された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風速 約1.2m/s 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	船長は、清水港から釜石港までの間において、相馬港以外の港でも停泊するつもりでいたが、夜間のために入港できなかったこともあり、休憩がとれず、また、清水港を出港して以降、ほとんど操船に従事していたので、疲労を感じていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、相馬港沖を同港に向けて航行中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、相馬港の北方にある釣師浜に向けて航行し、同浜の砂浜に乗り揚げたものと考えられる。

	<p>船長は、清水港を出港して以降、休憩をとらずに操船に従事しており、疲労が蓄積し、寄港予定の相馬港付近に近づいて安心して気が緩んだことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、相馬港沖を同港に向けて航行中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、相馬港の北方にある釣師浜に向けて航行し、同浜の砂浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船に従事する者は、長時間操船に従事すれば、疲労が蓄積して居眠りに陥ることがあるので、他の乗組員との交代や最寄りの港に停泊するなどして休憩をとり、体調を整えること。